

令和二年六月十九日受領
答弁第二四四号

内閣衆質二〇一第二四四号

令和二年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮学校とわが国の教育政策との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮学校とわが国の教育政策との関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「外国人学校」の意味するところが必ずしも明らかではないが、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百二十四条第一項に規定する各種学校として認可された教育施設には、お尋ねの教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第二条（第五号に係る部分に限る。）及び第十六条第一項の規定が適用される。